

## 那須町地域応援商品券事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、物価高騰の影響を受けた町民や事業者を支援するとともに町内消費喚起による地域経済の活性化を図ることを目的として実施する、那須町地域応援商品券事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 那須が大好き応援券 前条の目的を達成するために、町によって配布される商品券(様式第1号)をいう。
- (2) 特定取引 那須が大好き応援券が対価の弁済手段として使用される物品(有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。)の購入、借受け又は役務の提供をいう。
- (3) 取扱店 特定取引を行い、受け取った那須が大好き応援券の換金を申し出ができる事業者として登録された者をいう。

### (配布対象者)

第3条 那須が大好き応援券の配布対象者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 令和8年1月1日(以下「基準日」という。)において、本町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 基準日において住民基本台帳に記録されない者であって、転入した日から住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項に規定する期間内に転入届を提出したもので、基準日において町内に住所を有することとなるもの
- (3) 基準日において住民基本台帳に記録されない者であって、戸籍法(昭和22年法律第224号)第49条第1項に規定する期間内に出生したもので、基準日において町内に住所を有することとなるもの
- (4) 基準日において、配偶者からの暴力を理由に避難し、当該配偶者等と生計を別にしている者及びその同伴者(以下「DV等避難者」という。)で、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの
  - ア その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平

成13年法律第31号)第10条の規定による保護命令(配偶者からの暴力を理由にしている者にあっては、同条第1項の規程による接近禁止命令又は同法第10条の2の規定による退去命令。その同伴者にあっては、同法第10条第3項又は第4項の規定による接近禁止命令。)が出されていること。

イ 婦人相談所による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明又は婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関(行政機関や関係機関と連携してDV等避難者の支援を行っている民間支援団体を含む。)による確認書が発行されていること。

ウ 住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等通知)による支援措置の対象となっていること。

(那須が大好き応援券の配布等)

第4条 対象者に配布する那須が大好き応援券は、1人につき10,000円とする。

- 2 那須が大好き応援券の額面は、1枚あたり1,000円とし、10枚を1冊として配布する。
- 3 那須が大好き応援券は対象者の属する世帯主に対し、郵送により配布する。
- 4 前条第4号に規定する者より、那須が大好き応援券配布に係る配偶者等の暴力を理由に避難している旨の申出書(様式第2号)が提出された場合は、町長はこれを審査し、適當と認めたときは、当該申出者に対し那須が大好き応援券を配布する。
- 5 那須が大好き応援券の配布期間は、町長が別に定める。

(那須が大好き応援券の使用範囲等)

第5条 那須が大好き応援券は、取扱店との間における特定取引においてのみ使用できる。

- 2 那須が大好き応援券の使用期間は、令和8年4月1日から令和8年7月31日までの間とする。
- 3 特定取引に使用された那須が大好き応援券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、取扱店からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行われないものとする。
- 4 那須が大好き応援券は、紛失、盗難、破損等の事故があった場合においても、再発行は行わない。
- 5 那須が大好き応援券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。
- 6 那須が大好き応援券は、本人又はその代理人若しくは使者に限り使用することができる。
- 7 那須が大好き応援券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

(1) 不動産及び金融商品

- (2) たばこ
- (3) 商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条  
第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税、使用料等の租税公課  
(取扱店の登録等)

第6条 町長は、別に定める募集要項により、町内に事業所、店舗等を有する事業者を対象に取扱店を募集する。

- 2 町長は、那須が大好き応援券取扱店登録申請書(様式第3号。以下「登録申請書」という。)により応募のあった事業者を登録し、当該事業者に取扱いを認定する張り紙を交付する。
- 3 取扱店は、前項の登録の内容を変更しようとするときは、登録申請書を町長に提出しなければならない。  
(取扱店の責務)

第7条 取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定取引において那須が大好き応援券の受取を拒んではならないこと。
- (2) 那須が大好き応援券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (3) 第5条第7項各号に掲げる物品及び役務の提供に係る取引を行ってはならないこと。
- (4) 町と適切な連携体制を構築すること。
- (5) その他町長が必要と認める事項  
(那須が大好き応援券の換金手続)

第8条 町長は、特定取引において那須が大好き応援券が使用されたときは、取扱店に対し、その券面金額に相当する金額を支払うものとする。

- 2 前項の場合において、取扱店は、那須が大好き応援券換金依頼書兼請求書(様式第4号)に特定取引において受け取った那須が大好き応援券の裏面に事業所名を記名又は押印したもの添えて、券面金額での換金を申し出るものとする。
- 3 特定事業者は、町長に対し、令和8年8月31日までに那須が大好き応援券の換金を申し出なければならない。  
(那須が大好き応援券に関する周知等)

第9条 町長は、那須町地域応援商品券事業の実施に当たり、当該事業の概要等について広

報その他の方法による周知を行うものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。